

2022年2月15日

大阪市長 松井 一郎 様

大阪市労働組合総連合
執行委員長 宮城 登

ケア労働者の処遇改善を求める要求書

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」が2021年（令和3年）11月9日閣議決定され、看護、介護、保育、幼児教育など、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く人々（いわゆるケア労働者）の収入を引き上げることとされました。

2021年度（令和3年度）一般会計補正予算の成立をうけて「公的部門（保育等）における処遇改善事業の実施について」をはじめとした通知が関係府省から発出されました。

通知では、「これらの補助金は、各現場で働く地方公務員の処遇改善に必要な費用についても対象となっている」として、今回の経済対策の趣旨を踏まえた上で、検討し、適切に対応するよう各地方公共団体に求めています。

については、大阪市において各事業を実施することを求めるとともに、下記事項について要求します。なお、公的部門については年度内に条例改正等の議案を議会に提出されていることが必要なことから、早急に大阪市としての考え方を示すとともに、労働組合と誠実に協議を行い、労使合意ですすめること。

記

1. 「保育士や幼稚園教諭を対象に、賃上げ効果が継続されるよう取組を行うことを前提として、収入を3%程度（月額9,000円）引き上げるための措置を、令和4年2月から実施する。」（内閣府子ども・子育て本部 令和3年12月）を直ちに実施すること。なお、実施に際しては、事業の趣旨及び対象となる職員の専門的知識の必要性や欠員補充の困難性、業務の特殊性を考慮して、月例給の3%以上又は9000円以上の賃金を引き上げること。
2. 独自給料表をつくり引き下げるべきではなかった、大阪市の保育士給料表、幼稚園教員給料表を抜本的に改善すること。
3. 会計年度任用職員について、正規職員と昇給の制度の均衡を考慮して最高号給を引き上げること。
4. 賃金引上げについては、職員間の分断につながらないようにコロナ禍で奮闘するすべての職員の引き上げを行うこと。
5. 社会的養護従事者の事業の趣旨に沿って給料の調整額を引き上げること。
6. 他業種に比べ著しく賃金が低い市内の民間保育各施設、学童保育、介護、社会的養護、医療従事者についても賃金の引き上げが行われるよう働きかけをすること。
7. 国に対して必ず地方交付税を措置するよう求めること。また措置された地方交付税は本来の目的のために使用すること。

以上